

# 危機管理対策・庁舎整備等特別委員会

日時：平成24年3月8日 午前10時00分～  
場所：議会第1委員会室

## 1. 川口市庁舎建設審議会の開催結果について

(報告事項)

第4回川口市庁舎建設審議会が、平成25年2月26日(火)午後5時30分から、本庁舎5階人会議室で、委員24名が出席し開催されました。

第4回の審議会では、「第3回審議会を受けての諸対応について」、「評価の視点(案)及び各評価の視点に対応する指標ないし客観的資料について」、「その他(第5回の目程)」についてご審議をいただきました。

### 【第4回 川口市庁舎建設審議会の主な議事内容】

○ 地方自治法第4条第1項及び第3項の規定により、「現在地での建て替えではなく、市役所の位置を変更しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得て、条例で定めなければならない」ことを確認した。

○ 審議の結果、「現庁舎及び市民会館敷地に建設」または、「SKIPシティC街区に移転」のいずれの結論に至った場合でも、本審議会において新庁舎建設に向けて配慮事項や要検討事項を整理すべきとの意見が寄せられた。

○ 配慮事項や要検討事項としては、建設地とならなかった敷地の活用について岸本庁舎と支所の業務のおり方などについてが該当するのではないかとの意見があった。

○ ただし、本審議会においては、新庁舎の建設場所を決めることが主題であるため、新庁舎の延べ床面積は仮に概ね40,000・前後であるとの前提で審議を進めることを確認した。

○ 今後も川口市北部には開発余地・発展可詣吐が高いのではないかとの意見が寄せられた。

○ 東日本大震災の経験を受けて、耐震性が強く、災害時に市役所が適切に機能するよう、早期に新庁舎の建設を進めるべきとの意見が寄せられた。

○ 川口市の昭和30年代から現在に至る都市の変遷の資料に基づき、人口集中地区が市南部から徐々に全域に広がっていった経過を確認した。

○ 資料「評価の視点（案）及び各評価の視点に対応する指標ないし客観的資料について」の14ページの図に、第二庁舎、水道局、教育局の位置を追加し、それぞれの職員数などを追加したらどうかという意見があった。

○ 第5回審議会は、平成25年3月25日(月)の午後3時から市役所5階火会議室で開催することとなった。市役所の位置を定めることについて

以上委員会に報告がなされました。

#### 【参考資料】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

○川口市役所の位置を定める条例（昭和48年条例第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定により、川口市所の位置を次のとおり定める。

川口市青木2丁目1番1号

上記のとおり、地方自治法第4条第1項及び第3項の規定により、市役所の位置を変更しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得て、条例で定めなければなりません。

しかし、現在地で建て替える場合は、市役所の位置を変更することになりませんので、市長が条例議案を提出することはありません。